

守口市立中学校給食調理業務委託

公募型プロポーザル 募集要領

1 事業の趣旨・目的

令和7年3月に策定した「守口市立中学校等給食実施方針」に基づき、全員喫食制中学校等給食を令和9年度から導入し、生徒の健全な心身の発達と食育の推進を図ることを目的とする。

中学校においては、民間事業者の持つ高度な調理技術や衛生管理ノウハウ、豊富な経験を活用したホットデリバリー方式（再加熱対応ランチボックス形式）により、温かく安全・安心でおいしい学校給食を安定的かつ継続的に提供し、充実した給食運営を行う。

2 業務概要

(1) 業務名 守口市立中学校給食調理業務委託

(2) 業務内容 別紙「守口市立中学校給食調理業務委託【一般仕様書】」及び「守口市立中学校給食調理業務委託【特記仕様書】」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和14年7月31日まで

ただし、給食の開始時期は、令和9年2学期の発注者が別途指定する日からとする。また、契約締結日から給食の開始までは業務の準備期間とする。

なお、八雲中学校に係る業務については、[選択制]デリバリー方式によって、令和10年7月31日（見込み）まで実施することとし、施設一体型の義務教育学校「八雲学園」として、新たな校舎の供用開始以降は、本業務の対象外であることに留意すること。

(4) 上限額	令和9年度	163,000千円
	令和10年度	233,000千円
	令和11年度	215,000千円
	令和12年度	215,000千円
	令和13年度	215,000千円
	令和14年度	75,000千円
	合計	1,116,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 当該金額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。なお、本金額には発注者が別途支払う食材料費（通常食数分）は含まれませんが、受注者負担となる保存食及び予備食に係る費用は含まれません。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たした単独企業または複数の企業からなる共同企業体（JV）とする。

共同企業体（JV）で参加する場合は、代表事業者を定めるとともに、（１）から（６）の要件について、構成する全事業者がこれに該当すること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。
- （２） 本業務の応募書類提出時において、本市物品等入札参加有資格者名簿に業種「給食業務委託」で登録されていること。
- （３） 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- （４） 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- （５） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- （６） 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- （７） 国税及び地方税を滞納していないこと。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、構成する全事業者がこれに該当すること。
- （８） 本業務の応募書類提出時における従業員数（契約社員、パートタイム職員、派遣社員を含む）が100人以上であること。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、代表事業者がこれに該当すること。
- （９） 平成31年４月以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第２条第２項に規定する国立学校又は公立学校において、給食１回につき300食以上を提供する給食調理業務を３年以上継続して履行した実績があること。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、構成する全事業者がこれに該当すること。
 - ※ 同一の発注者から同一の業務を継続して受注している場合、単年度契約又は複数年度契約を合算して３年を満たすものは、実績として認める。ただし、履行期間が連続していないものは認めない。
 - ※ デリバリー方式の実績については、「食缶やランチボックスを用いた配送業務」が含まれていること。
 - ※ 履行実績の有無は、事業者単位で判定する。当該事業者の本市入札参加有資格者名簿の登録が本社・本店であるか支店・営業所等であるかを問わない。
 - ※ 本条件の期間には、履行完了日が当てはまればよく、契約締結日はこの限りでない。
- （10） 本業務で想定する食数（１日あたり約2,500食）以上の調理能力を有する施設を、応募書類提出時において既に保有していること。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、実際に調理・提供を担う構成事業者が保有できること。

- (11) 大阪府内に本店、支店又は営業所等を有すること。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、構成する全事業者がこれに該当すること。
- (12) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく飲食店営業許可を受けていること。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、実際に調理・提供を担う事業者がこれに該当すること。
- (13) 学校給食等業務その他調理業務を実施している施設（レストラン、寮等を含む。）において、応募書類提出日から遡って1年の間に、食品衛生法に基づく食中毒による営業停止等の行政処分を受けておらず、かつ、同日から遡って3年の間に、当該行政処分を2度以上受けていないこと。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、構成する全事業者がこれに該当すること。
- (14) 食中毒による事故を起こし、応募書類提出日時点において保健所の立入検査を受けていないこと。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、構成する全事業者がこれに該当すること。
- (15) 製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条の規定に定める賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。なお、共同企業体（JV）で参加する場合は、構成する全事業者がこれに該当すること。

4 参加手続

共同企業体（JV）による参加の場合、実際に調理・提供を担う構成事業者を代表事業者と定め、代表事業者が応募に関する一切の手続き、本市との連絡調整及び優先交渉権者として選定された場合の契約手続きを行うこと。

(1) 担当部署及び問い合わせ先

守口市教育委員会事務局 教育部 保健給食課
〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
電話:06-6995-3156 FAX:06-6991-3078
Mail:kyoshido@city.moriguchi.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和8年8月12日（水）～令和8年9月11日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所

保健給食課で配布する。
そのほか、守口市ホームページからもダウンロード可能。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和8年8月12日（水）～令和8年9月11日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所

保健給食課

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）
※ メールでの提出はできません。

5 応募書類

（１） 提出書類

応募書類等一覧（別表）に掲げる書類

（２） 提出部数

原本１部及び写し１０部

（３） 企画提案書等の作成方法

守口市立中学校給食調理業務委託企画提案書等作成要領のとおり。

（４） 提出された企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 採用された企画提案書等に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。

ウ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

（５） 留意事項

ア 企画提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出の際は添付書類も含め目次、通し番号及びインデックスを付し、A4サイズ of ファイルに綴って提出すること。

6 質疑・回答

（１） 受付期間

公募開始日～令和８年８月２６日（水）午後５時必着

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

（２） 質疑方法

電子メール又はFAX（到達確認の電話を行うこと。）で、保健給食課に提出すること。

（３） 様式等

様式３「質問書」を使用し、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「守口市立中学校給食調理業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

- (4) 回答期限
令和8年9月3日（木）
- (5) 回答方法
守口市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 スケジュール

日 程	内 容
令和8年8月12日（水）	公告（募集要領、仕様書等の配布）
令和8年8月12日（水）	質問受付開始
令和8年8月26日（水） 午後5時まで	質問受付終了
令和8年9月3日（木）	質問回答期限
令和8年9月11日（金） 午後5時まで	応募書類の提出期限
令和8年10月上旬	応募事業者の応募資格の確認結果（一次審査）及び事業者プレゼンテーション及びヒアリング日時、場所等の通知
令和8年10月中旬	事業者プレゼンテーション、ヒアリング及び審査（二次審査）
令和8年10月下旬	優先交渉権者の決定、審査結果通知
令和8年11月上旬（予定）	契約締結

8 評価方法等

- (1) 評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。
- (3) 評価方法
企画提案書、収支計画書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。
- (4) 候補者の選定方法
- ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - イ 最高点の者が複数の場合は、収支計画書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。また、再提出された金額も同額である場合は、当該事業者の立ち会いのもと、くじ引きにより

選定する。ただし、事業者が立ち会わない場合は、委員長が代わりにくじを引くものとする。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果をメールにて通知する。また、後日、下記項目において守口市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、提案金額

(3) 委員の氏名等

10 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 優先交渉権者として選定され、契約を締結した事業者(以下「受注者」という。)は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、本市が受注者からの完了状況等の報告に基づき、必要な検査を受け当該検査に合格した場合において受注者からの請求後30日以内に支払う(毎月払い)。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 委託準備期間における業務

受注者は、契約締結日から給食開始日(令和9年9月予定)までの準備期間において、安全・安心で円滑な給食提供に向け、本市と十分に協議を行いながら、次の業務を実施すること。なお、業務の進捗については、提案時に提出された業務工程表に基づき、本市へ定期的に報告すること。

(1) 施設・設備の整備及び準備

- ア 調理施設の整備(改修等)に関する詳細計画を本市に提出し、承認を得た上で実施すること。また、本市は必要に応じて進捗状況の現地確認を行う。
 - イ 仕様書で定める調理機器、配送用コンテナ、食器、その他備品等の選定について、本市に協力すること。(※費用負担の区分は仕様書のとおりとする。)
 - ウ 導入した調理機器・設備について、給食開始前に十分な試運転及び動作確認を行うこと。
- (2) 人材の確保及び育成
- ア 業務責任者、栄養士、調理員、配送員、配膳員等、業務に必要な人員を確保すること。
 - イ 確保した従業員に対し、本市の学校給食に関する方針、衛生管理、調理技術、アレルギー対応、危機管理等に関する研修計画を作成・提出し、本市の承認を得て実施すること。
- (3) 各種マニュアル等の作成及び協議
- 本市の仕様書及び関係法令等に基づき、以下のマニュアル等を具体的に作成し、本市の承認を得ること。
- ア 衛生管理マニュアル(HACCPの考え方に基づく具体的な手順を含む)
 - イ アレルギー対応マニュアル(調理から配送、学校での再加熱、配膳までの各段階における誤配食防止策を含む)
 - ウ 嚥下調整食対応マニュアル(調理から配送、学校での再加熱、配膳までの各段階における誤配食防止策を含む)
 - エ 危機管理マニュアル(食中毒、異物混入、自然災害、配送事故等への対応)
- (4) 試作・試運転の実施
- 調理の試作について、本市と協議の上、実施し、献立の味付けや量、盛り付け等について調整を行うこと。また、実際の配送ルートおよび各校の配膳室(再加熱室含む)を使用した総合的な配送・配膳シミュレーション(模擬訓練)を実施すること。
- (5) 試食会の実施
- 本市が指定する学校関係者、保護者等を対象とした試食会について、本市と協議の上、必要に応じて実施すること。
- (6) その他
- ア 関係機関(管轄保健所等)との必要な協議及び届出等を行うこと。
 - イ 各学校への配送ルート、配膳室の確認、学校担当者との連携体制の構築等を行うこと。
 - ウ 上記に掲げるもののほか、円滑な給食開始に向けて本市が必要と認める事項。

12 その他

- (1) 守口市立中学校給食調理業務委託公募型プロポーザル参加表明書(様式1-1)の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び収支計画書(見積書)については、1者につき1提案に限る。
- (3) 守口市立中学校給食調理業務委託公募型プロポーザル参加表明書(様式1-1)を提出した後、企画提案書及び収支計画書(見積書)の差替、訂正、再提出をすること。

とはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。（提出期限内の差替え、再提出は可能とする。）

（４） 守口市立中学校給食調理業務委託公募型プロポーザル参加表明書（様式１－１）を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

（５） 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

また、二次審査における機材その他は、原則として、応募者が準備するものとする。ただし、投影用のスクリーンについては市が準備する。

（６） 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

（７） 提出書類について、市が定める様式（様式１～１５）を使用していない場合は、無効とする場合がある。

(別表)

応募書類等一覧

番号	書 類 名
1 - 1	守口市立中学校給食調理業務委託 公募型プロポーザル 参加表明書(様式 1 - 1)
1 - 2 A	委任状(様式 1 - 2 A) 事業者が単独である場合には、本様式の提出は不要。 【添付書類】 ・ 事業者全ての商業登記簿謄本(提出前 3 か月以内に発行されたもの) ・ 事業者全ての印鑑証明書(提出前 3 か月以内に発行されたもの)
1 - 2 B	共同企業体協定書(様式 1 - 2 B) 事業者が単独である場合には、本様式の提出は不要。 別添記載例も参照すること。 構成事業者が 3 者以上となる場合には、適宜修正すること。
1 - 3	参加資格確認申請書 兼 誓約書(様式 1 - 3) 【添付書類】 1 単独で応募の場合 ・ 国税及び地方税を滞納していないことがわかる書類(国税:納税証明書その 3 の 3、地方税:都道府県税及び市区町村税の納税証明書)(写し可) ・ 従業員数を証する書面(確定保険料申告書、障がい者雇用状況報告書、所得税徴収高計算書等)の写し ・ 履行実績を証する書面(業務経歴書その他、契約書等)の写し ・ 商業登記簿謄本(3 ヶ月以内のもの(写し可)) ・ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し ・ 生産物賠償責任保険(PL保険)加入を証する書類の写し 2 共同企業体(JV)による応募の場合 (1) 共同企業体(JV)の【全構成事業者】が提出するもの ・ 国税及び地方税を滞納していないことがわかる書類(国税:納税証明書その 3 の 3、地方税:都道府県税及び市区町村税の納税証明書)(写し可) ・ 履行実績を証する書面(業務経歴書その他、契約書等)の写し ・ 生産物賠償責任保険(PL保険)加入を証する書類の写し (2) 条件に該当する【特定の構成事業者】のみ提出するもの ・ 従業員数を証する書面(確定保険料申告書、障がい者雇用状況報告書、所得税徴収高計算書等)の写し ※ JVの場合は、従業員数100人以上の要件を満たす事業者(原則として代表事業者)のみの提出で可。 ・ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し

	※ JVの場合は、実際に調理・提供を担う事業者（工場を保有・運営する事業者）のみの提出で可。
1－4	事業者等の連絡先一覧（様式1－4）
1－5	誓約書（守口市暴力団排除条例）（様式1－5）
2	事業者概要（様式2） 【添付書類】 ・事業者の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等のわかる書類（パンフレット可）
3	収支計画書（見積書）（様式5）
4	【企画提案書】経営状況に関する報告書（様式6）
5	【企画提案書】事業実績に関する報告書（様式7）
6	【企画提案書】調理施設・設備に関する提案書（様式8）
7	【企画提案書】給食調理体制に関する提案書（様式9）
8	【企画提案書】衛生管理体制に関する提案書（様式10）
9	【企画提案書】アレルギー食・嚥下調整食対応に関する提案書（様式11）
10	【企画提案書】配送・配膳体制に関する提案書（様式12）
11	【企画提案書】危機管理体制に関する提案書（様式13）
12	【企画提案書】雇用体制に関する提案書（様式14）
13	【企画提案書】独自提案に関する提案書（様式15）
14	【参考資料】各種独自対応マニュアル

(様式 1 - 2 B)

共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次に掲げる業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 守口市立中学校給食調理業務委託における調理、配送等業務（同業務の内容の変更に伴う業務を含む。以下「調理等業務」という。）の受注に関する事

代表構成事業者・構成事業者を記載してください。
※株式会社等の法人の形態表記は省略してください。

- (2) 前号に規定する事業
(名称)

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

代表構成事業者の所在地を記載

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期) 当該企業体の結成日（申請日以前）

第 4 条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、調理等業務の受託契約の履行後 3 月を経過するまでの間は、解散しないこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当企業体は、調理等業務を受注することができなければ、解散するもの
(構成事業者の所在地及び名称)

代表構成事業者を含む構成事業者を記載してください。
(条件付き一般競争入札参加資格申請書と記載が一致すること。)

第 5 条 当企業体の構成事業者は、

- (1) 調理及び配膳業務を担当する構成事業者（以下「調理業務等担当構成事業者」という。）

所在地

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称

〇〇〇〇会社

代表者職・氏名

〇〇〇〇

2 者以上となる場合は追記してください。

- (2) 配送業務を担当する構成事業者（以下「配送業務担当構成事業者」という。）

所在地

〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称

〇〇〇〇会社

調理業務等担当構成事業者が配送業務担当構成事業者を兼ねる場合であっても、代表構成事業者を含む構成事業者を記載してください。(条件付き一般競争入札参加資格申請書と記載が一致すること。)

代表者職・氏名 ○○○○

第6条 当企業体は、○○○○会社を代表事業者とする。

(代表事業者の権限)

代表構成事業者の商号又は名称を記載

第7条 当企業体の代表事業者は、調理等業務の受注に関し、当企業体を代表して、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成事業者の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成事業者の出資の割合は、次のとおりとする。

ただし、調理等業務について発注者と契約の内容の変更があっても、当該割合に変更はないものとする。

○○○○会社 ○○%

3者以上となる場合は追記してください。

○○○○会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成事業者が協議して評価するものとする。

(運営方法)

第9条 当企業体は、双方協議のうえ、調理等業務の遂行に当たるものとする。

(構成事業者の責任)

第10条 構成事業者は、調理等業務契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

銀行名・支店名を記載

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社○○銀行○○支店とし、当企業体の名義により別に設けられた預金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、会計年度ごとに決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成事業者に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成事業者が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(調理等業務の途中における構成事業者の脱退に対する措置)

第16条 構成事業者は、発注者及び構成事業者の承認がなければ、当共同企業体が受託契約の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成事業者のうち調理業務等担当事業者が脱退した場合において、調理業務等担当事業者が残存するときは、残存構成事業者が共同連帯して業務を履行する。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、調理業務等担当事業者が残存しないときは、当企業体を解散するものとする。

3 構成事業者のうち配送業務担当構成事業者が脱退した場合においては、調理業務等担当構成事業者が配送業務担当構成事業者を責任を持って手配し、必要書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

4 脱退した構成事業者の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成事業者の出資金から構成事業者が脱退しなかった場合に負担すべき金額を差し引くものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成事業者には利益金の配当は行わない。

(業務委託途中における構成事業者の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成事業者のうちいずれかが調理等業務途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該調理等業務につき契約不適合等があったときは、各構成事業者は、共同連帯してその責任を負うものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義の生じた

代表構成事業者

全構成事業者数－1

事項については、構成事業者が協議の上、決定するものとする。

〇〇〇〇会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、構成事業者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

第4条の当企業体の成立日

(代表構成事業者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(構成事業者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

3者以上となる場合は追記してください。